

# 加須市広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する 要綱

(平成28年11月14日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市有料広告掲載要綱(平成22年加須市告示第1号)の規定に基づき、市が使用するための広告付受付番号自動発券機システム(以下「自動発券機システム」という。)の無償設置及び運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自動発券機システム 市民課の窓口における証明書の交付、戸籍の届出、住民異動届等の順番を整理するための番号発券機、受付した番号を表示する番号案内表示機及び周辺機器並びに市内及び近隣地域の企業の広告や市の行事等を放映する機能を有する機器をいう。

(2) 自動発券機システム提供者 過去2年間以内に地方公共団体への自動発券機システムの無償の設置及び運用の実績があり、市税その他の税金の滞納がなく、自動発券機システムの故障等のときに、おおむね1時間以内に設置場所に到着が可能である埼玉県内に本社又は支社若しくは営業所を有し、又は提携企業を有する者であって、自動発券機システムに広告を掲載する者(以下「広告主」という。)を募集し、広告映像の作成、更新及び運用並びに行政情報映像の作成、更新及び運用を行い、自動発券機システムを市に無償で設置し、及び運用するものをいう。

(広告主の範囲)

第3条 広告主となることができる者は、本市の区域内に活動の拠点を有し、加須市有料広告掲載基準(以下「掲載基準」という。)第3条に規定する規制業種又は事業者等(以下「規制事業者等」という。)に該当しない法人その他の団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、市外に活動の拠点を有し規制事業者等に該当しない法人その他の団体又は個人であっても、広告主となることができる。

(自動発券機システム提供者の募集)

第4条 自動発券機システム提供者の募集は、市の公式ホームページにおける公募により行うものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、基準等は、自動発券機システムを利用した動画又は静止画とし、別に定める。

(無償設置の申込方法)

第6条 自動発券機の無償の設置及び運用を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、市が別に定める募集期間内に広告付受付番号自動発券機システム申込書（様式第1号）を提出し、次に掲げる書類を別に提出するものとする。

- (1) 提案書（自動番号発券機の仕様等の記載を含む。）
- (2) 会社概要等（会社の事業内容、経歴など概要が分かるもの）
- (3) 法人登記に係る現在事項全部証明書（事業主の場合は、身分証明書）
- (4) 納税証明書（最新の事業年度のもの）
- (5) その他市長が別に定める書類

(自動発券機システム提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による広告付受付番号自動発券機システム申込書及び同条に掲げる書類の提出があったときは、当該申込みに係る書類及びプレゼンテーション又はヒアリングにより内容を審査し、自動発券機システム提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により自動発券機システム提供者を決定したときは、広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(自動発券機システム提供者の責務)

第 8 条 自動発券機システム提供者は、広告の内容、デザイン等に関する一切の責任を負うものとする。

2 自動発券機システム提供者が広告主を募集する場合は、自らが広告の募集者であることを明確にしなければならない。

(事前審査)

第 9 条 自動発券機システム提供者は、広告を放映する前に、広告主及び広告内容の可否等について市長に協議し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、市長が広告の差し替え又は広告内容の修正を求めた場合は、自動発券機システム提供者はこれに従わなければならない。

(契約の締結)

第 10 条 市長は、自動発券機システム提供者が自動発券機システムの無償設置及び運用をしようとするときは、当該自動発券機システムに関して、自動発券機システム提供者と契約を締結するものとする。

(貸付料等)

第 11 条 自動発券機システム提供者は、貸付料としての広告料の一部及び民間企業広告に係るモニターの使用に伴う電気使用料相当額を市へ納めるものとする。なお、貸付料については、市と協議の上、決定するものとする。

(広告の放映)

第 12 条 自動発券機システム提供者は、第 9 条の規定による協議により承諾を受けた後に広告を放映するものとする。

(広告内容等の変更等)

第 13 条 市長は、第 9 条の規定による承諾をした後においても、広告主又は広告内容が不相当と認められる事実が明らかになったときは、広告主又は広告内容の変更若しくは広告の放映を中止することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 14 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

広告付受付番号自動発券機システム申込書

年 月 日

加須市長 様

申込者

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊞

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

加須市広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱  
第6条の規定により、申し込みます。

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

申込者

様

加須市長

印

広告付受付番号自動発券機システム提供者決定通知書

月 日付けで申込みのあった広告付き受付番号自動発券機システムの提供については、次のとおり決定したので、加須市広告付受付番号自動発券機システムの無償設置及び運用に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

審査結果

加須市広告付受付番号自動発券機システム提供者に

〔 選定する。 〕  
〔 選定しない。 〕